

香川県広域水道企業団営利企業等の従事制限に関する規則及び香川県広域水道企業団職員の採用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第8号

香川県広域水道企業団営利企業等の従事制限に関する規則及び香川県広域水道企業団職員の採用に関する規則の一部を改正する規則
(香川県広域水道企業団営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団営利企業等の従事制限に関する規則(平成30年香川県広域水道企業団規則第16号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、職員(非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。<u>第3条において同じ。</u>)の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、職員の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(香川県広域水道企業団職員の採用に関する規則の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団職員の採用に関する規則(令和元年香川県広域水道企業団規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第17条から第20条まで、第21条の2及び第22条から第22条の3までの規定による職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選考による採用) 第3条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u> (6) 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条から第20条まで、第21条の2及び第22条の規定による職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選考による採用) 第3条 次に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>地方公務員法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u> (6) 略</p>

職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職への採用は、選考によるものとする。

（臨時的任用を行うことができる場合）

第4条 企業長は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。

- （1） 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急のとき。
- （2） 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関するとき。

（臨時的任用の期間の更新）

第5条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。

（条件付採用の期間）

第6条 略

2 略

3 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは、「1月間」とする。

第7条 略

（条件付採用の期間の延長）

第8条 略

4 会計年度任用職員に対する前各項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、第2

（条件付採用の期間）

第4条 条件付採用の期間は、任命の日から起算して6月間とする。

2 略

第5条 略

（条件付採用の期間の延長）

第6条 職員が条件付採用の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。

2 前項の条件付採用の期間が1年を超えることとなる場合においては、1年とする。

3 第1項に定めるもののほか、企業長は、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合においては、1年に至るまでその条件付採用の期間を延長することができる。

項中「1年」とあるのは「当該職員の任期」と、前項中「1年に至る」とあるのは「当該職員の任期の末日」とする。

第9条～第17条 略

第7条～第15条 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。